

割引率の取扱いに関連して検討すべき事項について（論点の整理）

【論点1】 割引率について「一定期間の利回りの変動を考慮して決定することができる」こととしている現行規定（会計基準 注解（注6））の削除

- ・ 現行規定を削除する方向で進めることでよいか
- ・ 削除する場合にはその理由をどのように考えるか。

（第33回専門委員会（1/16）における意見等）

< 特になし >

【論点2】 回廊アプローチとの関係

- ・ 回廊アプローチは導入せず、現行規定による重要性基準(基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法)を残すことでよいか。
- ・ 回廊アプローチを導入しない場合にはその理由をどのように考えるか。

（これまでの専門委員会における意見等）

回廊アプローチの導入に賛成する意見

スムージングのファクターの一つである割引率の取扱いを削除しておきながら、回廊アプローチを導入しないとすると、日本基準だけが厳しい基準（金利変動による影響を受けやすい基準？）になるのではないかと懸念されている。日本基準の場合には重要性基準を超えると根こそぎ償却対象となるということが根本的な違いである。

回廊アプローチ（海外）と重要性基準（日本）を比較しているが、海外基準の場合には、回廊アプローチを採った上でさらに全体的な重要性の判断が入っているのではないかと懸念されている。

回廊アプローチではなく重要性基準による場合には、貸借対照表日時点の割引率による退職給付債務が開示されないこととなる点が日本基準と海外基準の大きな差異となっている。割引率について重要性基準を残すことは論点1でやろうとしていることと矛盾しているのではないかと懸念されている。

ここでの重要性基準は、日本独自のルールである。基準策定時もそうであったと思うが、今回これを残す理由の説明が困難ではないかと懸念されている。企業の実務上も監査実務上も時代が変わってきているのではないかと懸念されている。（次頁の参考を参照。）

回廊アプローチの導入に反対する意見

回廊アプローチを導入しないとしても、日本基準が（基準全体として）極端に厳しい基準になるとまでは言えないのではないか。

回廊アプローチを採った上でさらに上乘せの許容範囲を認めるという考え方はないのではないか。

現行日本基準（重要性基準）は会計実務と制度的背景を考慮して毎期末時点で厳密な計算をやり直さなくてよいこととしたことが特徴である。回廊アプローチと重要性基準による差異があるとしても、今回のプロジェクトの主たる対象ではないため、範囲に含める必要はないのではないか。

回廊アプローチについては、IASB のフェーズ 1 の議論においては廃止が検討されており、今後の取扱いが明らかでない（少なくとも IASB が検討中の方向には逆行する。）。まだ IASB が回廊アプローチの廃止を決定したわけではないので、これを理由にするのは適当ではない。

その他の意見

今回の検討において重要な点は、「期末時点の割引率の使用」を短期に達成することであり、回廊アプローチの議論にどれくらいの時間を要するのかという点に関する考慮が必要である。

事務局案が有力な選択肢の一つであるとしても、回廊アプローチは修正箇所が多くなるとしても意外に近道かもしれない。比較検討すべき。

過去には、日本は回廊アプローチなしに厳密にやっているとの説明の仕方があった。回廊アプローチを導入しない場合には、基準の読者に納得が得られるように公開草案の中で説明を加える必要がある。

重要性基準を存続する場合には、CESR の指摘への対応として十分かどうかという点が疑問である。CESR は見落としているのではないか。

[参考：退職給付会計基準意見書からの抜粋]

数理計算上の差異の取扱いについては、退職給付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲（回廊）を設ける方法と、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法（重要性基準）が考えられる。本基準では、退職給付債務が長期的な見積計算であることから、このような重要性による判断を認めることが適切と考えられるため、数理計算上の差異の取扱いについては、重要性基準の考え方によることとした。また、計算基礎にこのような重要性による判断を認めた上で回廊を設けることとする場合、実質的な許容範囲の幅が極めて大きくなることから、重要性基準に加えてさらに回廊を設けることはしないこととした。

【論点3】 貸借対照表日前のデータの利用との関係

- ・ 貸借対照表日前のデータの利用は、貸借対照表日までに重要な基礎率の変更又は重要なデータの変更がなかったときの取扱いであるため、現行規定（実務指針第 10 項）の取扱いを変更する必要はないと考えることでよいか。

（第 33 回専門委員会における意見等）

上記は、期末日に計算することを原則とした上で、実務上便宜的に貸借対照表日前のデータ（割引率）の利用を認めている取扱いであるので、今回議論すべき事項ではないのではないかと。

実務指針の表現上は「貸借対照表日までに重要な変動があったときは、退職給付債務等を再度計算し、・・・」とあるが、実際には前もって複数の測定値を計算しておくという実務がある。

実務指針に誤りがあるのであれば、この機会に改めてはどうか。

【論点4】 移行時措置の要否（会計基準改正時の影響額をどのように扱うか）

- ・ 割引率に係る取扱いの変更に伴って発生する変更初年度の影響額については、数理計算上の差異として処理することでよいか。
- ・ 上記によらない場合、どのような措置が考えられるか。

（第 33 回専門委員会における意見等）

<特になし>

【論点5】 その他

- ・ その他検討が必要と考えられる事項はあるか。

（第 33 回専門委員会における意見等）

<特になし>

< 参考 >

1. 割引率の取扱いに関する日本基準と国際的な会計基準の比較

退職給付債務は長期にわたる債務であるため、測定の際には現在価値に割り引いた金額が用いられる。その割引計算に使用する利率（割引率）に関する現行の取扱い（日本基準、IFRS、米国会計基準）の比較は以下のとおりである。

日本基準	IFRS	米国会計基準	比較
割引率と年金資産の長期的な予想利回りを別個に決定。	割引率と年金資産の長期的な予想利回りを別個に決定。	割引率と年金資産の長期的な予想利回りを別個に決定。	割引率と長期期待収益率を別個に決定することでは共通。
割引率に関しては、安全性の高い長期の債券（国債、政府機関債及び複数の格付機関よりダブル A 格相当以上を得ている優良社債）の利回りを基礎とした割引率を用いなければならない。なお、長期とは退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とし、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。ただし、期末時における割引率として用いる長期債券などの利回りが異常な要因により歪んでいると思われる場合には、おおむね 5 年以内の債券の利回りの変動を考慮して補正を行うことができる。（基準二、2；注解 6；実務指針 11 項、59 項）	割引率に関しては、貸借対照表日における債務の予想期間と整合する期間の優良社債（十分な市場が存在しない国では国債）の市場利回りを参照して割引率を決定しなければならない。（IAS19, para.78, Appendix C, para.34）	割引率に関しては、実際に年金債務が有効に清算され得る率を反映しなければならない <sup>1</sup> （保険契約に内在する利率、PBGC（年金給付保証公社）利率、優良な確定利付き投資の利回りを例示）（FAS87, para.44）	割引率については、基本的に長期のリスクフリーレート志向している点で類似していると考えられる。日本基準では、おおむね 5 年以内の利回りによる補正ができるという点が相違する。ただし、この補正は期末において債券の利回りが市場などの異常な原因により歪んでおり、それをそのまま割引率として用いることが適当でないと思われる場合に用いることができるという趣旨。米国基準の指標の一つとしてあげられている PBGC の公表する利率とは大きな差が生じる可能性がある。

（出典：2001 年 COFRI「わが国会計基準と国際会計基準及び米国会計基準との比較調査」別冊比較表 p.231 ~ 232）

<sup>1</sup> パラ 44 では「予定割引率を見積もるに当たり、年金契約の『現在価格（current prices）』に内在し、債務清算の実行に使われる率に関する利用可能な情報に注目することは適切である。」とされるなど、割引率の見積りには現在の情報を利用することが示されている。このため、割引率として測定日現在（原則として貸借対照表日）の率が使用されることが考えられる。

2. 割引率の補正に関する議論

日本基準では、おおむね 5 年以内の利回りによる補正ができるとしている。これに対して IFRS、米国会計基準では、割引率を多年にわたる過去の実績に基づく長期平均利率とすべき（割引率の平滑化（smoothing））との意見があることを了解しながらも、その手法は取り入れていない。

■ 補正を肯定する論拠（日本基準）

- 相当長期にわたって割り引かれることを考えると、一時点の瞬間的な金利は適切でない可能性もある。経済情勢等の変化を鑑み、おおむね 5 年以内の一定期間の利回りの変動を踏まえた上で、将来の退職給付の支払時までの期間の割引率として適正なものを選定する。

■ 補正（平滑化）を否定する論拠（IFRS、米国会計基準）

- 市場価格には公に入手可能なすべての情報が組み込まれており、個々の市場参加者の長期的な趨勢の見積りよりも、より適切で信頼できる。
- ボラティリティーの懸念は、コリドールの使用も含め、遅延認識規定で緩和される。
- 現実の現象にはボラティリティーが含まれる。

（参考）

<日本基準>

割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができるとされている。割引率はあくまでも期末時点における適切な割引率を使用することになるが、その際、数年間の金利動向に相当のボラティリティーが生じていることから、期末の一時点の瞬間的な市場利回りが、必ずしも期末時点における適切な割引率であるとはいえない場合もあると考えられる。退職給付債務は相当長期にわたって割り引かれる性格のものであることを踏まえ、期末時点の割引率としても、一定期間の利回りの変動を踏まえた上で、将来の退職給付の支払時までの期間の割引率として適正なものを選定するということになる。この点、実務指針でも、単に一定期間の平均値を採用するという方法ではないとされており（実務指針 11）、一定期間内の利回りの変動をみて、そのなかで適切な率を採用することもできよう。実務指針では、一定期間について「おおむね 5 年以内」としている。これは、あまり長い期間を認めると、現在と経済情勢等が変化しており、現時点までの利回りの変動として適切ではなくなるおそれがあるので、おおむね 5 年としたものと考えられる。（多賀谷充「退職給付会計基準」p.178～p.179）

一時的な金利の歪みの補正を念頭。必ずしも平滑化が目的ではない。

< IFRS >

割引率を多年にわたる過去の実績に基づく長期平均利率とすべきとの意見もある中、IAS19号では、割引率は貸借対照表日現在における市場利回りを参照して決定しなければならないとした。その理由は、以下のとおり。（IAS19, Appendix para.94）

- (a) 何らかの想定された長期平均に向かって動いていくような、効率的市場価格を期待する合理的根拠はない。なぜなら、十分な流動性と深さを有する市場価格は、公に入手できるすべての情報を組み込んでおり、個々のどんな市場参加者による長期的な趨勢の見積りよりも、より適切で信頼できるからである。
- (b) 当期中の勤務に帰属させる給付のコストには、当期の価格を反映しなければならない。
- (c) 将来の予想給付額を、将来の物価上昇率の現時点での見積もりを反映する将来の予測給与によって定義する場合には、物価上昇率に関する現在の市場の予想をも反映しているため、割引率は、（名目による）現在の市場利率に基づかなければならない。
- (d) 制度資産を現時点の価値（すなわち公正価値）により測定する場合には、関連する債務は、測定の基礎が異なることによる不適切な不安定性を避けるために、現在の割引率によって割り引かなければならない。

< 米国会計基準 >

現在の利率を使用することにより生じる年金債務に関係のないボラティリティを減じるためになんらかの平滑化方式を使用し、長期的傾向の変化が明白であるときのみ割引率を変更すべきとする見解がある（FAS87, para.201, FAS106, para.192）。これに対し、FASBは、割引率の修正を避けるためだけの理由で長期利子率の重要な変動を無視すべきではない（FAS87, para.201）とし、また、FAS106号『事業主の年金以外の退職後給付の会計においても次のようにいう。「ただ一つの仮定の平滑化は必ずしも測定値をよりボラティリティの少ないものにしない。すべての仮定によりもたらされるボラティリティについての懸念は、『回廊』の使用を認めることを含む損益について規定された遅延認識条項により緩和される。さらに、すべてのボラティリティを除去するということはFASBの意図ではなく、特に現実の現象を忠実に表現するときには除去すべきでない。」（FAS106, para.192）（COFRI「年金会計をめぐる論点」p.225）

以上